

府中町循環型社会形成推進地域計画

広島県 府中町

平成 22 年 1 月 19 日

府中町 循環型社会形成推進地域計画

広島県

府中町

平成 22 年 1 月 19 日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	:	広島県府中町
面積	:	10.45km ²
人口	:	51,570 人（平成 21 年 10 月 1 日現在）
世帯数	:	21,530 世帯（平成 21 年 10 月 1 日現在）

(2) 計画期間

本計画は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

府中町（以下、本町）は、広島県の西部に位置し、広島市の中心部に近接するという立地条件により急激に市街化が進んだ。平坦地や丘陵地等の開発可能な土地の大部分は既に市街化されており、北東部の山地と南西部の平坦地・丘陵地の区分も比較的明確である。また、町の南西部に広がる市街地には 1 級河川の府中大川、榎川、八幡川が流れ、猿猴川に合流して瀬戸内海に注いでいる。本町は瀬戸内海型の温かな気候に恵まれており、全般的に温暖で比較的雨が少なく、過ごしやすい気候条件である。平成 18 年度の事業所数割合は、第二次産業 14%、第三次産業 86%であり、従業者数割合は、第二次産業 44%、第三次産業 56%である。

平成 18 年度に改定した「府中町第 3 次総合計画」は、「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」を将来像に掲げ、総合的な環境対策の推進・ごみ処理体制の整備とリサイクルの推進を基本方針の一つとしている。

本町は、海田町、熊野町、坂町、広島市の一部とともに安芸地区衛生施設管理組合を設立（昭和 38 年 5 月 22 日）し、廃棄物の焼却処理（広島市を除く）を安芸クリーンセンターにおいて、また、生活排水処理を安芸衛生センターにおいて行っている。

廃棄物については、行政・住民・事業者の各主体において排出抑制施策の推進に努める。平成 22 年度から平成 36 年度までの 15 年間で、平成 20 年度比で「一人一日当たりのごみ排出量」を 10%、「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」および「事業系ごみ排出量」を 20%削減するこ

とを目標とし、循環型社会の構築を目指す。

本町内の大部分の地域は、公共下水道整備区域となっているが、その中でも事業認可区域については、重点的に整備の促進を図るものとし、認可区域外については合併処理浄化槽の設置を推進する。単独処理浄化槽をすでに設置している家庭については、合併処理浄化槽への移行を指導する。

(4) 広域化の検討状況

安芸地区衛生施設管理組合では、構成市町の廃棄物の焼却処理（広島市を除く）と生活排水処理に限定して共同処理を行っている。この他、焼却残渣等の最終処分のために「安芸地区広域不燃物最終処分場」の建設計画の検討を行っている。

資源化に関する業務や焼却処理以外の廃棄物に関する業務は、安芸地区衛生施設管理組合の業務の範囲外である。したがって、可燃性粗大ごみを適切なサイズまで分解し、金属を取り除く等の焼却のための前処理についても、各構成市町の責任において行っている。

将来的にも、広域化により資源化に関する業務を安芸地区衛生施設管理組合が行う可能性は、極めて低い。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 20 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 に示すとおりである。

総排出量は 14,950t であり、再生利用される「総資源化量」は 2,239t、リサイクル率 (= (直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量) / (ごみの総処理量)) は 15.0% である。なお、本町が管理する集団回収量は無い。

中間処理による減量化量は 11,884t であり、排出量の 79.5% が減量化されている。また、排出量の 5.5% にあたる 827t が埋め立てられている。

なお、減量化量のうち、焼却によるものは 11,811t である。

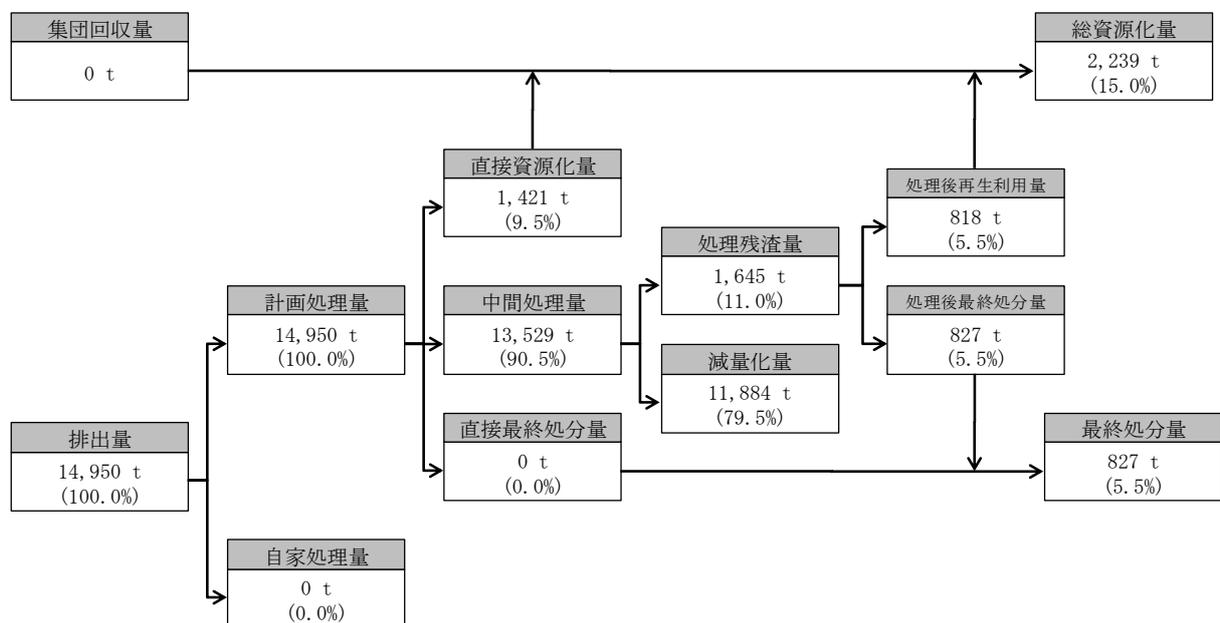


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー (平成 20 年度)

四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

(2) 生活排水の処理の現状

平成 20 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 51,861 人であり、生活雑排水処理人口（水洗化人口）は 42,138 人、汚水衛生処理率は 81.3%である。

し尿発生量は 2,029kL/年、浄化槽汚泥発生量は 6,995kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 9,024kL/年である。

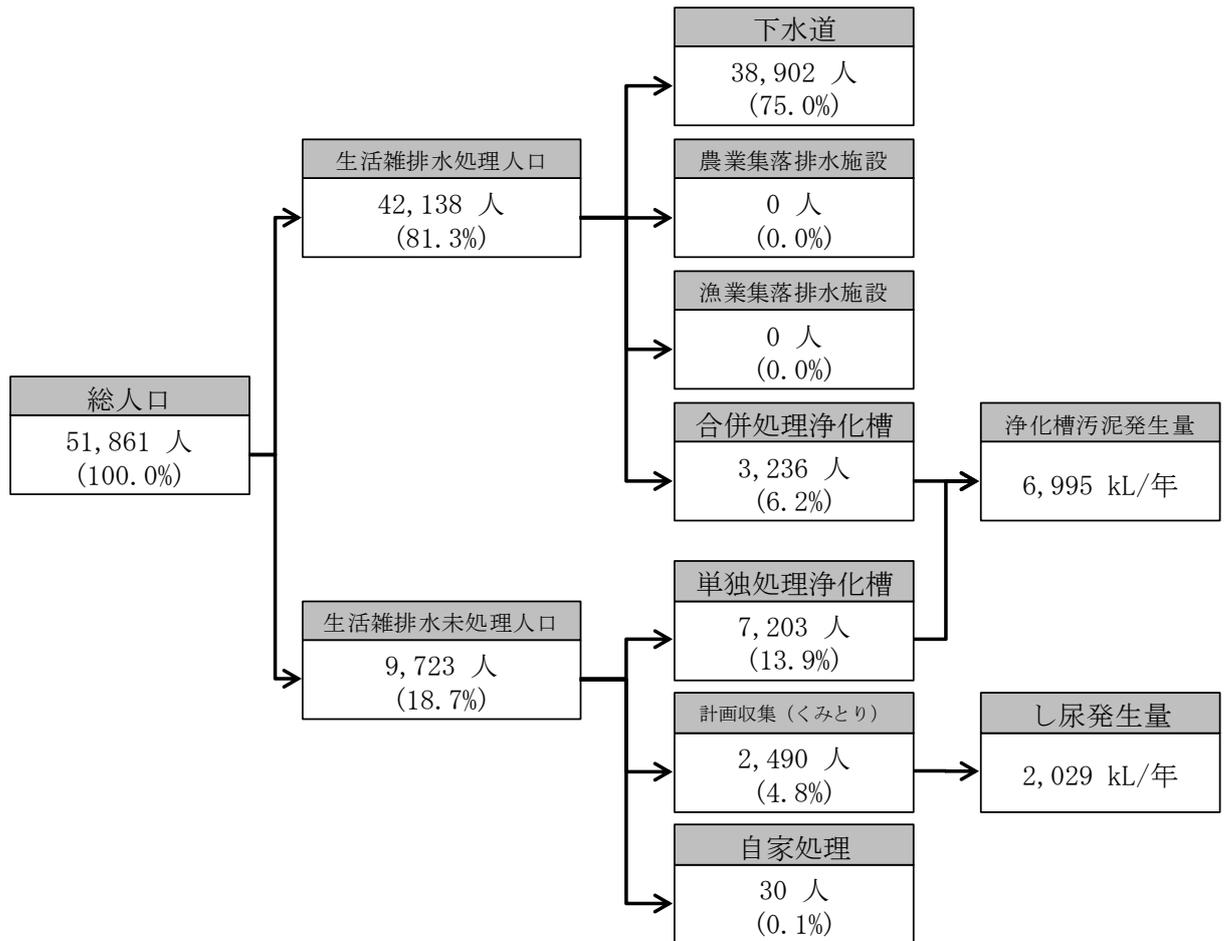


図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 20 年度）

四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローは図 3 に示すとおりである。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※1) (平成 20 年度)	目標 (割合※1) (平成 27 年度)
排出量	事業系	総排出量 1 事業所当たりの排出量※2	3,685 トン 2.2 トン/事業所 3,388 トン (-8.1%) 2.0 トン/事業所 (-9.1%)
	家庭系	総排出量 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量※3	11,265 トン 521 g/人・日 10,268 トン (-8.9%) 473 g/人・日 (-9.2%)
	合計	総排出量 1 人 1 日当たりのごみ排出量※4	14,950 トン 790 g/人・日 13,656 トン (-8.7%) 720 g/人・日 (-8.9%)
再生利用量※5	直接資源化量	1,421 トン (9.5%)	1,325 トン (9.7%)
	総資源化量	2,239 トン (15.0%)	2,038 トン (14.9%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	約 3,035 MWh	約 2,779 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	11,884 トン (79.5%)	10,883 トン (79.7%)
最終処分量	埋立最終処分量	827 トン (5.5%)	736 トン (5.4%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は各年の排出量に対する割合

※2 (1 事業所当たりの排出量)

= (事業系ごみ量) / (事業所数)

事業所数は、平成 18 年度全産業事業所数 (1,664 事業所) で算出。

※3 (1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量)

= (計画収集量+直接搬入量-資源ごみ量-事業系ごみ量) / (人口) / (365 日)

※4 (1 人 1 日当たりのごみ排出量)

= (計画収集量+直接搬入量) / (人口) / (365 日)

※5 分別や処理に伴う経費の財政負担が大きいため、平成 26 年度までに資源物の新規回収を行うことは困難である。そのため、排出量は減少するが、再生利用量は増加しない。なお、新規分別である「その他のプラスチック・紙製容器包装材」の資源化については、平成 27 年度以降に検討していく。

【指標の定義】

排 出 量：家庭系、事業系を問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。)

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

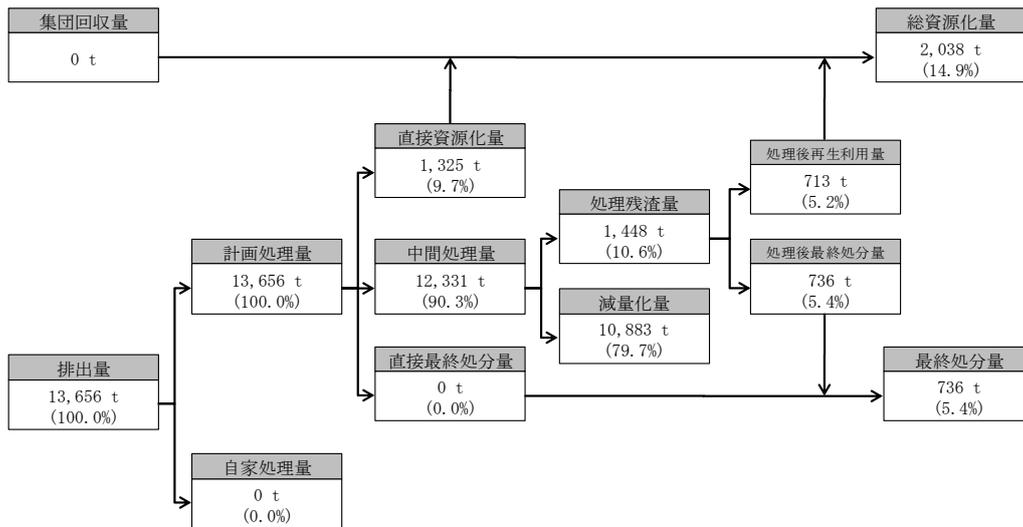


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成27年度）

四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、下水道の整備を進め、下水道整備計画区域外については、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成 20 年度実績	平成 27 年度目標
処理形態別人口	下 水 道	38,902 人 (75.0%)	45,376 人 (87.3%)
	農 業 集 落 排 水 施 設	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	漁 業 集 落 排 水 施 設	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合 併 処 理 浄 化 槽 等	3,236 人 (6.2%)	2,626 人 (5.1%)
	未 処 理 人 口	9,723 人 (18.7%)	3,974 人 (7.6%)
合 計		51,861 人 (100.0%)	51,976 人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	汲 み 取 り し 尿 量	2,029 キロリットル	573 キロリットル
	浄 化 槽 汚 泥 量	6,995 キロリットル	3,993 キロリットル
	合 計	9,024 キロリットル	4,566 キロリットル

四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 環境教育の充実

近年、ごみ問題への社会的関心は高くなっているが、ごみの排出抑制を全町的、継続的に実効性のあるものとするためには、住民一人一人のごみに対する意識をさらに向上させ、現状の把握、排出に対する責任、ごみ処理行政への理解を得ることが重要である。環境学習や環境フォーラム、リサイクル工作教室等の環境教育活動に取り組むものとする。

イ 広報・啓発活動の充実

ごみの排出抑制の定着とごみに対する教育の補完を目的として、広報・啓発活動の充実を図るため、ごみ処理に係る諸問題について日常的に広報、啓発活動に努める。町内のイベントや国・県の事業、制度等いろいろな機会を積極的に活用して、ごみの排出抑制や適正分別排出を呼びかけ、またマイバッグ（買物袋）持参運動や詰替え商品の積極的購入運動等住民が気軽に取り組める実践活動の推進に努める。

ウ ごみ処理の有料化の検討

排出抑制の一手法であるごみ処理手数料の有料化は、ごみの不法投棄の誘発や効果の一過性等の問題も含んでいる。経済状況を勘案しながら、すべて有料とするか、一部有料とするか、受益者負担の立場から住民の理解を得ながら種類や徴収方法等について適切な時期に検討する。

エ レジ袋の有料化

レジ袋のごみを減らす観点から、買い物の際には買物かごや買物袋等を持参するよう広報、啓発活動に努める。平成 21 年 10 月より広島県内の大規模店舗を有する事業者や県内広範囲に事業を展開している事業者のスーパーのレジ袋の無料配布が中止された。これを受け、本町でも、大型のスーパーを中心にレジ袋の無料配布が中止された。今後、他のスーパーにもレジ袋の無料配布の中止を呼びかける。また、マイバッグ持参が定着するよう、広報を行う。

オ 事業系ごみ排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみの排出量は年々増加しており、本計画の削減目標の達成ために、事業系ごみ排出量の大幅な削減が必要である。このことから、行政が主体となり、事業系ごみの減量化・再生利用を図るため、以下の施策の推進に努める。

ごみ処理行政への理解を得るとともに、事業系ごみの適正な処理方法について排出事業者に対する指導の強化に努める。特に、ごみの分別排出の指導を強化し、資源化率を高めるこ

とによってごみの減量化に努める。

事業系ごみの管理を徹底するため、一定規模以上の事業所について減量化・資源化等の計画の策定や廃棄物管理責任者の設置及び廃棄物保管場所の設置等について協力を求め、事業者主体の排出抑制の方向づけに努める。

カ 生活排水対策

家庭などから排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 台所から発生する調理くずや廃食用油等の処理の徹底
- ・ 環境汚染の少ない洗剤の使用
- ・ 浄化槽の適正管理

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

本町の分別区分及び処理方法は表 3 に示すとおりである。また、分別区分毎のごみの種類の内容を添付資料 3 に示す。現在、家庭系の普通ごみ（直接搬入含む）は、安芸地区衛生施設管理組合管理の安芸クリーンセンターで焼却処理している。有価物は、環境センター内のストックヤード等に保管された後、資源化される。埋立ごみと有害物は、委託により一部が資源化され、残りは最終処分される。大型ごみは、環境センターの分解場で分解され、可燃性のものは安芸クリーンセンターで焼却処理され、不燃性のものは委託により一部が資源化され、残りは最終処分される。最終処分場は、(財) 広島県環境保全公社が管理する箕島処分場である。今後も、同様の方法で資源化と処理を行っていく。

しかし、ストックヤードが不足している。そこで、適切な規模のストックヤードを確保するために、焼却施設を解体し、ストックヤードを整備する。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

本町の分別区分及び処理方法は表 3 に示すとおりである。現在、事業系ごみ（普通ごみ）は、許可業者により収集されたもの及び直接搬入されたものについて処理手数料を徴収し、処理を行っている。今後は、さらなる減量化や資源化を推進するため、多量排出事業者を対象に「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を求める等の取り組みを検討する。

ウ 生活排水処理の現状と今後

現在、生活排水の処理は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設で処理を行っている。また、し尿・浄化槽汚泥は、安芸衛生センターで処理し、処理水は海域へ放流し、汚泥は脱水して焼却（セメント化）または堆肥化している。

本町内の大部分の地域は、公共下水道整備区域となっているが、その中でも事業認可区域については、重点的に整備の促進を図るものとし、認可区域外については合併処理浄化槽の設置を推進する。単独処理浄化槽をすでに設置している家庭については、生活排水による汚濁負荷削減を推進する観点から、地域の状況を考慮しつつ、合併処理浄化槽への移行を指導する。

エ 今後の処理体制の要点

- (1) 有価物の資源化を推進するために、焼却施設を解体し、ストックヤードを整備する。
- (2) さらなる減量化や資源化を推進するため、事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者を対象に「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を求める等の取り組みを検討する。

表3 ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成20年度）						
分別区分	処理方法	処理施設		処理実績 (t/年)		
		一次処理	二次処理			
家庭系	普通ごみ(直接搬入含む)	焼却	安芸 クリーン センター	溶融飛灰、 アルミ、鉄、 スラグ等有 効利用	8,927	
	有価物	新聞、雑誌、ちらし、ダ ンボール	保管・資源化	環境 センター	引取業者	425
		缶、びん類、布、金属類	保管・資源化	環境 センター	引取業者	873
		ペットボトル、紙パック、 白色トレイ	保管・資源化	環境 センター	引取業者	101
	埋立ごみ	保管・委託処理	環境 センター	委託業者	187	
	大型ごみ	可燃性	分解・保管・焼却	環境 センター	安芸 クリーン センター	730
		不燃性	分解・保管・委託 処理	環境 センター	委託業者	
	有害物	保管・委託処理	環境 センター	委託業者	22	
事業系	普通ごみ(直接搬入含む)	焼却	安芸 クリーン センター	溶融飛灰、 アルミ、鉄、 スラグ等有 効利用	3,685	



今後（平成27年度）						
分別区分	処理方法	処理施設		処理計画 (t/年)		
		一次処理	二次処理			
家庭系	普通ごみ(直接搬入含む)	焼却	安芸 クリーン センター	溶融飛灰、 アルミ、鉄、 スラグ等有 効利用	7,994	
	有価物	新聞、雑誌、ちらし、ダ ンボール	保管・資源化	環境 センター	引取業者	361
		缶、びん類、布、金属類	保管・資源化	環境 センター	引取業者	829
		ペットボトル、紙パック、 白色トレイ	保管・資源化	環境 センター	引取業者	106
	埋立ごみ	保管・委託処理	環境 センター	委託業者	197	
	大型ごみ	可燃性	分解・保管・焼却	環境 センター	安芸 クリーン センター	752
		不燃性	分解・保管・委託 処理	環境 センター	委託業者	
	有害物	保管・委託処理	環境 センター	委託業者	29	
事業系	普通ごみ(直接搬入含む)	焼却	安芸 クリーン センター	溶融飛灰、 アルミ、鉄、 スラグ等有 効利用	3,388	

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

前項(2)に示す処理体制で処理を行うために必要な施設は表4に示すとおりである。

表4 整備する廃棄物処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力 (敷地面積)	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)府中町ストックヤード整備事業	約100 m ²	府中町八幡4丁目1-1	平成23～24年度

【整備理由】

事業番号1 : 焼却炉の解体及び不足しているストックヤード整備

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成20年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	445	10	24	平成22～26年度

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称)府中町ストックヤード整備(事業番号1)に関する計画支援事業	焼却施設解体工事に伴うダイオキシン類事前調査及び発注仕様書等作成	平成22年度

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 家電リサイクル法への対応

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の処理については、排出者が独自に行う方法と、排出者が本町の委託業者や環境センターに依頼する方法を進めている。

排出者が独自に行う方法では、排出者が家電販売店に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所に持ち込み、排出者がリサイクル料金を支払って処理を行っている。

排出者が本町の委託業者や環境センターに依頼する方法では、排出者がリサイクル料金と収集運搬料金を支払い、本町の委託業者に引き取りを依頼するか、排出者がリサイクル料金と運搬料金を支払い、環境センターに持ち込んで指定引き取り場所への運搬を依頼している。

今後も同様の処理を行う。また、適切な排出方法に関する広報を行う。

イ 資源循環・再生利用

普通ごみと可燃性の大型ごみの焼却残渣のスラグ、溶融飛灰、鉄、アルミの資源化を行っている。また、本町において、有価物、埋立ごみ、有害物についても資源化を行っているが、今後さらに回収量が向上するように適切な分別に関する広報を行う。大型ごみについては、新たに整備するストックヤードに素材ごとに保管し、適切に分解して資源物の回収を推進する。

ウ 再生利用品の需要拡大事業

グリーン購入法にもとづくリサイクル商品の利用や再生品を使用した事務用品やトイレトーパー等の使用を推進する。また、これらの利用を町庁舎や公共施設等で積極的に行い、率先して再生品の使用に努める。

エ 不法投棄対策

本町では、ごみステーションを中心に、深夜・早朝に監視パトロールと指導等を実施している。今後もパトロールを継続し、不法投棄の防止と早期発見に努める。

不法投棄をする恐れがある不審者等を発見した場合は、状況に応じて声かけ、待機監視などを行い確認する。不法投棄行為・不法投棄物を発見した場合は、投棄者・車両の特定と写真撮影による記録を行う。投棄者が特定でき、悪質である場合には、行政指導及び警察署への通報を行う。

以上に加え、不法投棄防止を呼びかける広報の配布による啓発や、メール・FAXによる不法投棄に関する情報収集を行い、防止と早期発見に努める。

オ 災害時の廃棄物処理に関する事項

震災時においては、廃棄物による公衆衛生や生活環境の悪化が懸念されるため、府中町地域防災計画（震災対策編）（平成 18 年度）に基づき、近隣市町村、県及び防災関係機関等と連絡を密にして、廃棄物の適正処理を図るものとする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて広島県及び国と意見を交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画見直しを行う。

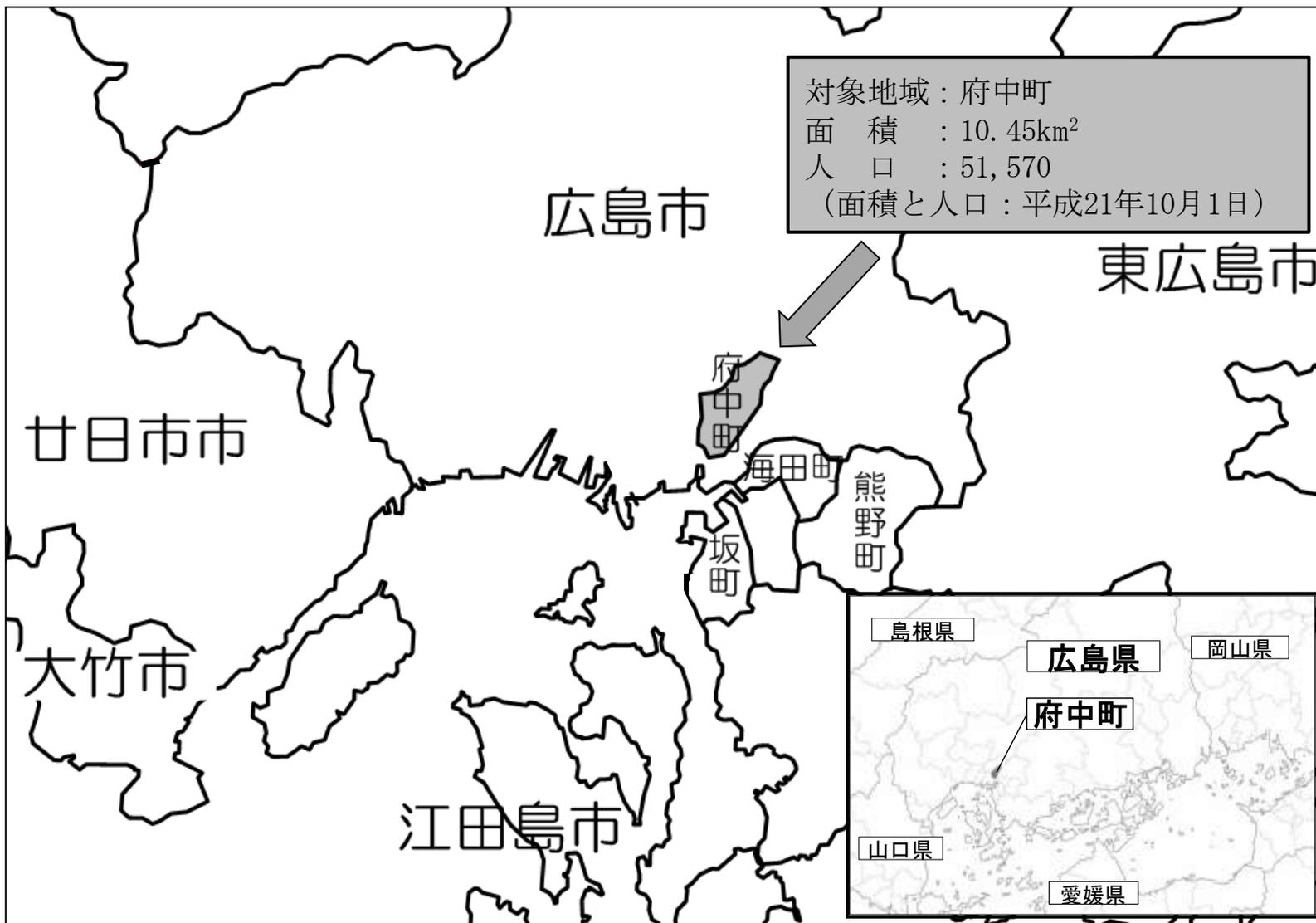
(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がとりまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

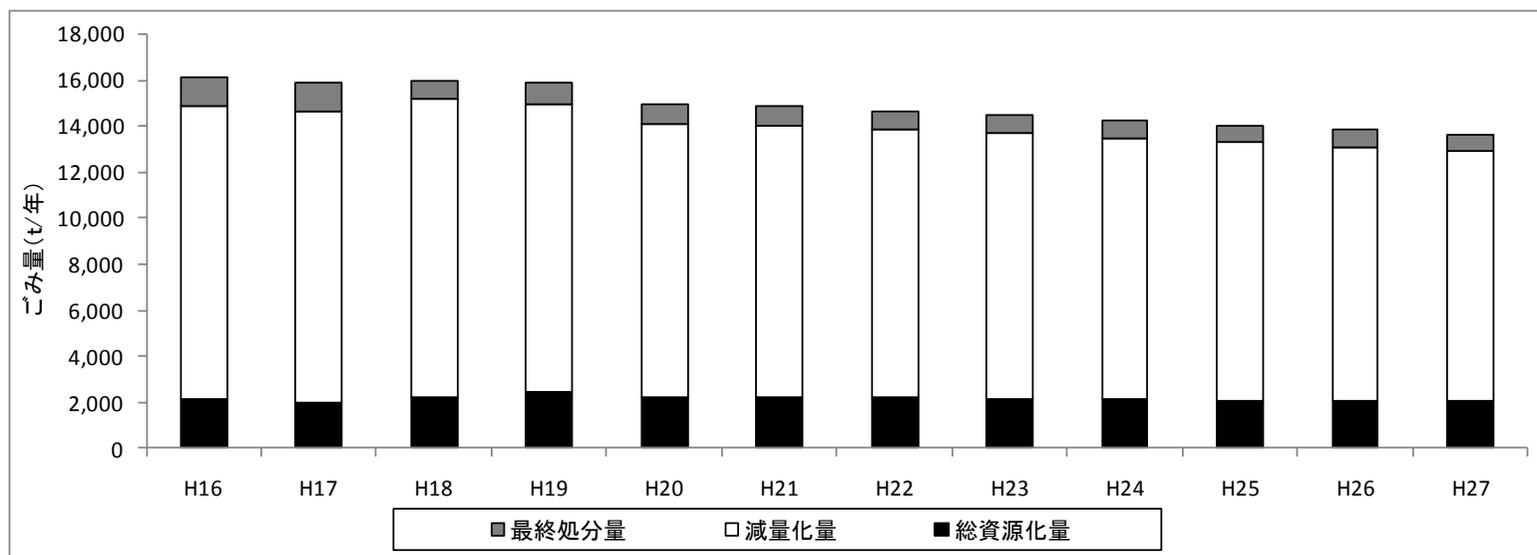
なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等をふまえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料1 対象地域図



添付資料2 一般廃棄物（ごみ）の処理の現状と目標の設定に関するグラフ

指標・単位		年度	過去の状況・現状					予測						
			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
排出量	事業系	総排出量（トン）	3,643	3,702	3,937	3,857	3,685	3,641	3,633	3,585	3,536	3,487	3,438	3,388
	家庭系	総排出量（トン）	12,447	12,169	12,000	12,052	11,265	11,209	11,042	10,878	10,721	10,564	10,413	10,268
		1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量（g/人・日）	582	573	560	549	521	517	509	502	494	487	480	473
合計	総排出量（トン）	16,090	15,871	15,937	15,909	14,950	14,850	14,675	14,463	14,257	14,051	13,851	13,656	
		1人1日当たりの ごみ排出量（g/人・日）	869	851	843	839	790	784	774	763	752	741	730	720
再生利用量	直接資源化量（トン）	1,677	1,502	1,431	1,654	1,421	1,437	1,413	1,391	1,373	1,351	1,339	1,325	
	総資源化量（トン）	2,119	1,946	2,249	2,462	2,239	2,212	2,180	2,147	2,118	2,085	2,062	2,038	
中間処理による 減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	12,719	12,683	12,914	12,525	11,884	11,837	11,704	11,536	11,371	11,208	11,042	10,883	
最終処分場	埋立最終処分量（トン）	1,252	1,242	774	922	827	800	791	780	769	758	747	736	



添付資料3 現在（平成20年度）及び将来（平成27年度）の分別ごみ区分（変更なし）

分 類		内 容
普 通 ご み		生ごみ、紙類、革類、廃プラスチック、紙おむつ、庭木等の剪定したもの等
有 価 物	新聞、雑誌、ちらし	—
	ダンボール	—
	缶、びん類	スチール缶、アルミ缶、生びん、白色びん、茶色びん、青黒びん等
	布	衣類等
	金属類	フライパン、やかん、時計、電源コード等
	ペットボトル	—
	紙パック	—
	白色トレイ	—
埋 立 ご み		食器類、植木鉢、ガラス、化粧品のびん、電球、泥等
大 型 ご み		家具・寝具類、電気製品類(家電4品目を除く)、その他(自転車、スキー板等)等
有 害 物		電池、蛍光灯、温度計、体温計等

添付資料 4 現有処理施設の概要（その 1）

【資源化施設】

(1) 府中町リサイクルセンター（ペットボトル等圧縮・梱包）

	概 要
所 在 地	府中町八幡 4 丁目 1-1
主 体 名	府中町
運 営 管 理 体 制	委託
処 理 対 象 物	ペットボトル、紙パック、白色トレイ
竣 工 年 月 日	平成 11 年 3 月
処 理 形 式	圧縮、梱包処理
公 称 処 理 能 力	0.8t/日

(2) 府中町環境センター（大型ごみ分解場）

	概 要
所 在 地	府中町八幡 4 丁目 1-1
主 体 名	府中町
運 営 管 理 体 制	委託
処 理 対 象 物	大型ごみ（可燃性、不燃性）
竣 工 年 月 日	昭和 60 年 8 月
処 理 形 式	分解
面 積	100m ²

【保管施設】

(3) 府中町環境センター（ストックヤード）

	概 要
所 在 地	府中町八幡 4 丁目 1-1
主 体 名	府中町
運 営 管 理 体 制	直営
処 理 対 象 物	新聞、雑誌、ちらし、缶、びん類、布、金属類、大型ごみ（可燃性・不燃性の分解したもの）、埋立ごみ、有害物
竣 工 年 月 日	昭和 56 年 5 月
面 積	184m ²

添付資料4 現有処理施設の概要（その2）

(4) 府中町リサイクルセンター（ストックヤード）

	概 要
所 在 地	府中町八幡4丁目1-1
主 体 名	府中町
運 営 管 理 体 制	委託
処 理 対 象 物	ペットボトル、紙パック、食品トレイ
竣 工 年 月 日	平成11年3月
面 積	273m ²

【参考】安芸地区衛生施設管理組合が管理する施設

【焼却施設】

(1) 安芸クリーンセンター

	概 要
所 在 地	広島県安芸郡坂町1322番地の8
主 体 名	安芸地区衛生施設管理組合
運 営 管 理 体 制	委託
処 理 対 象 物	普通ごみ、大型ごみ（可燃性）
竣 工 年 月 日	平成14年11月
処 理 方 式	全連続 熱分解ガス化熔融
公 称 処 理 能 力	130 t / 日 (65 t / 日 × 2 炉)
灰 の 処 理 方 法	熔融固化

【し尿処理施設】

(2) 安芸衛生センター

	概 要
所 在 地	広島県安芸郡坂町1322番地の11
主 体 名	安芸地区衛生施設管理組合
運 営 管 理 体 制	委託
供 用 開 始 年 月 日	昭和57年4月
処 理 形 式	低希釈二段活性汚泥法、高度処理
公 称 処 理 能 力	300kL / 日

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 21 年度)

1 地域の概要

(1)地域名	広島県安芸郡府中町	(2)地域内人口	51,570 人	(3)地域面積	10.45km ²
(4)構成市町村等名	府中町	(5)地域の要件*	人口	面積	沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標	
		平成 9 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 27 年度	
排 出 量	事業系	総排出量(トン)	2,352	3,643	3,702	3,937	3,857	3,685	3,388 (H20比 -8.1%)
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.4	2.2	2.2	2.4	2.3	2.2	2.0 (H20比 -9.1%)
	家庭系	総排出量(トン)	12,800	12,447	12,169	12,000	12,052	11,265	10,268 (H20比 -8.9%)
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)	562	582	573	560	549	521	473 (H20比 -9.2%)
	合計	総排出量(トン)	15,152	16,090	15,871	15,937	15,909	14,950	13,656 (H20比 -8.7%)
		1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	807	869	851	843	839	790	720 (H20比 -8.9%)
再 生 利 用 量	直接資源化量(トン)	2,268 (15.0%)	1,677 (10.4%)	1,502 (9.5%)	1,431 (9.0%)	1,654 (10.4%)	1,421 (9.5%)	1,325 (9.7%)	
	総資源化量(トン)	3,026 (20.0%)	2,119 (13.2%)	1,946 (12.3%)	2,249 (14.1%)	2,462 (15.5%)	2,239 (15.0%)	2,038 (14.9%)	
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	—	2,397	2,107	2,214	3,219	3,035	2,779	
中間処理による減 量 化 量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	11,357 (75.0%)	12,719 (79.0%)	12,683 (79.9%)	12,914 (81.0%)	12,525 (78.7%)	11,884 (79.5%)	10,883 (79.7%)	
最 終 処 分 場	埋立最終処分量(トン)	1,716 (5.1%)	1,252 (7.8%)	1,242 (7.8%)	774 (4.9%)	922 (5.8%)	827 (5.5%)	736(5.4%)	

※別途資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(様式1添付資料1に示す)。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
焼却施設 (府中町環境センター)	府中町	準連続 流動床	有	50t/日	S60.8	H24.3	廃止(老朽化)				H14.11より休止中
リサイクルセンター (府中町リサイクルセンター)	府中町	圧縮、梱包処理	有	0.8t/日	H11.3	—	—	—	—	—	
大型ごみ分解場 (府中町環境センター)	府中町	分解	無	100m ²	S60.8						
ストックヤード (府中町環境センター)	府中町	保管	無	184m ²	S56.5						
ストックヤード (府中町リサイクルセンター)	府中町	保管	有	273m ²	H11.3						
ストックヤード	府中町						能力不足により新設	ストックヤード	H25.3	約100m ²	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した(様式1添付資料3)。また、各施設の概要書を添付した。(添付資料4)

【参考】安芸地区衛生施設管理組合が管理する施設

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
熱回収施設 (安芸クリーンセンター)	安芸地区衛生施設管理組合	全連続 熱分解ガス化溶融	有	130t/日	H14.11	—	—	—	—	—	
し尿処理施設 (安芸衛生センター)	安芸地区衛生施設管理組合	低希釈二段活性汚泥法、高度処理	有	300 kL/日	S57.4	—	—	—	—	—	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成27年度
総人口		50,751	51,077	51,817	51,963	51,861	51,976
下水道	汚水衛生処理人口(人)	33,329	34,723	37,446	38,466	38,902	45,376
	汚水処理人口普及率(%)	65.7%	68.0%	72.3%	74.0%	75.0%	87.3%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口(人)	0	0	0	0	0	0
	汚水処理人口普及率(%)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口(人)	5,748	5,086	3,655	3,371	3,236	2,626
	汚水処理人口普及率(%)	11.3%	10.0%	7.1%	6.5%	6.2%	5.1%
未処理人口	汚水衛生未処理人口(人)	11,674	11,268	10,716	10,126	9,723	3,974

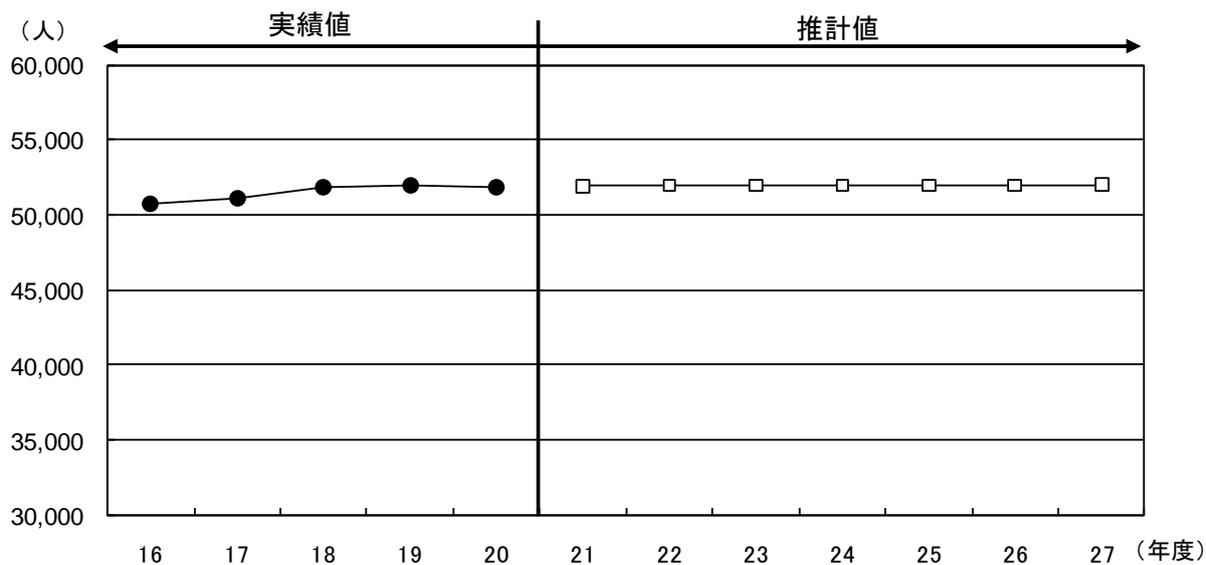
※別途資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(様式1添付資料2に示す)。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

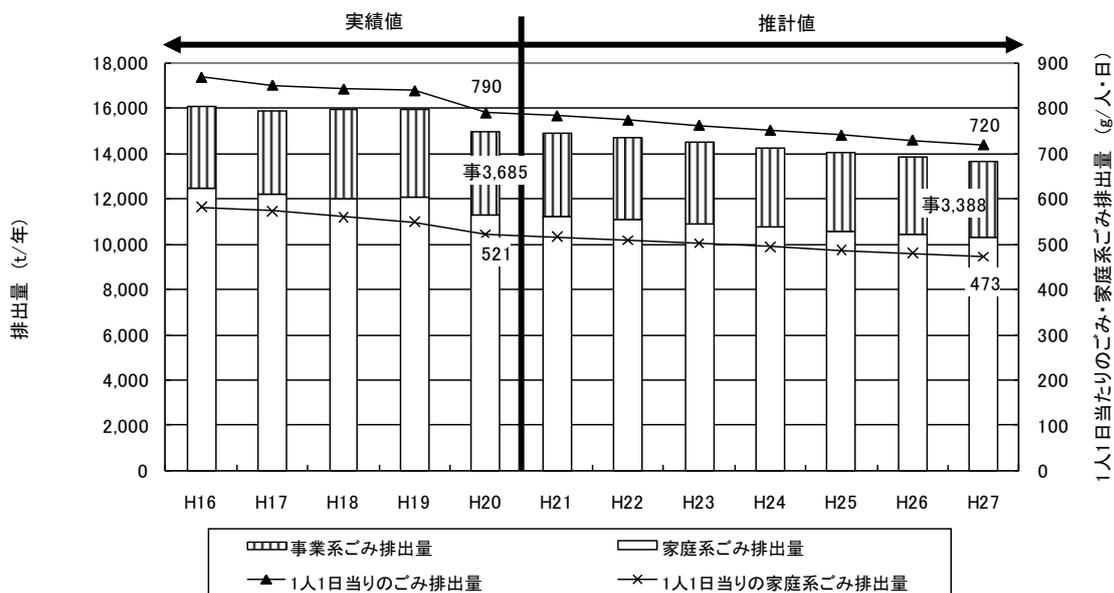
施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	府中町	455	1,092	H1	10	24	H27	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(様式1添付資料4に示す)

様式1 添付資料1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（ごみ）

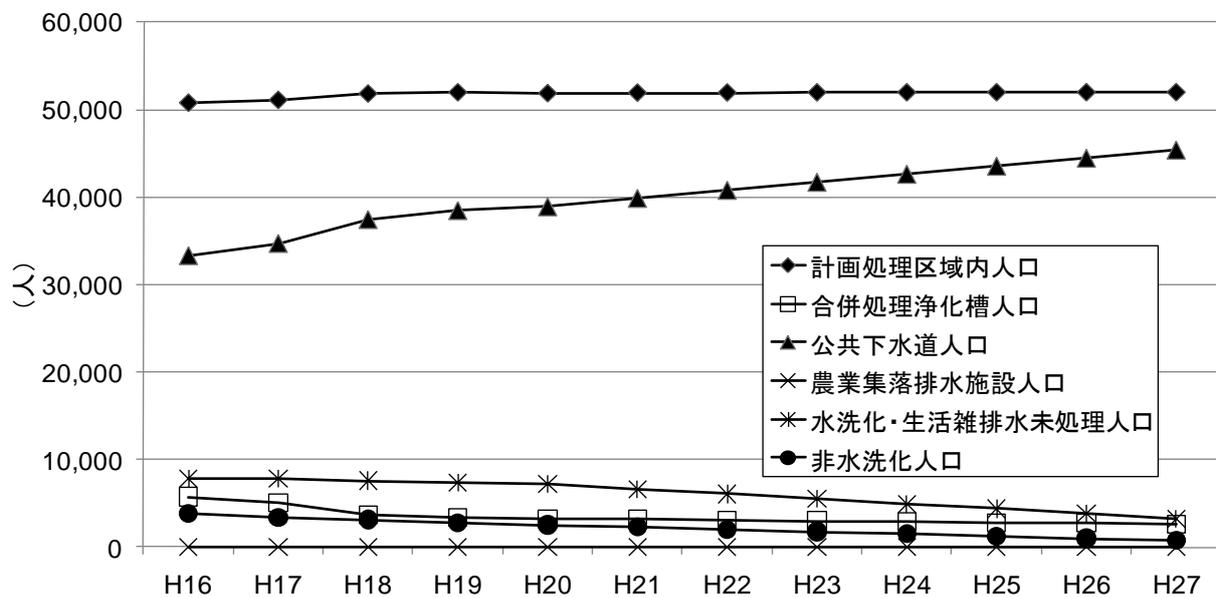


人口のトレンドグラフ

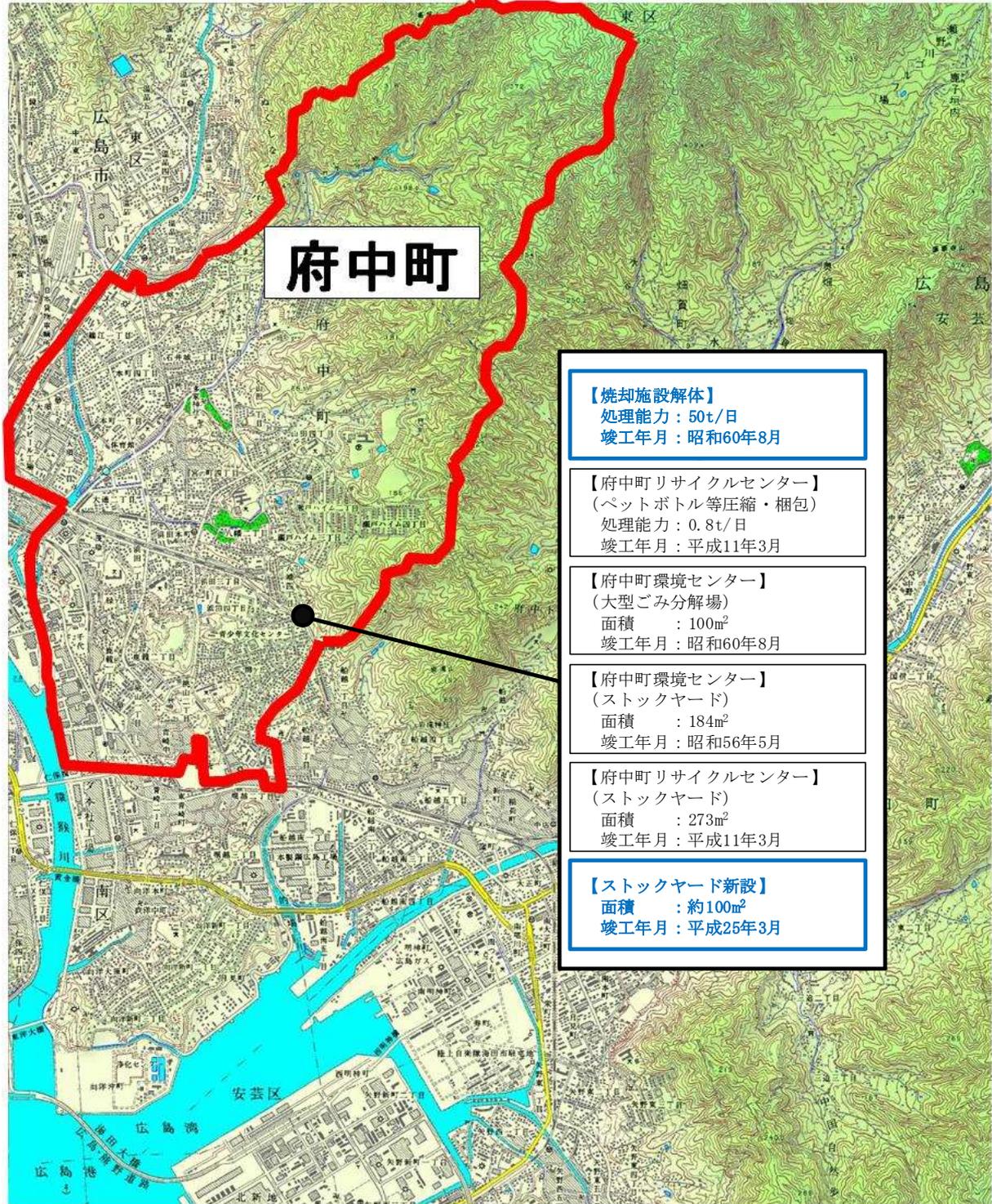


ごみ排出量の指標に関するトレンドグラフ

様式1 添付資料2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（生活排水）

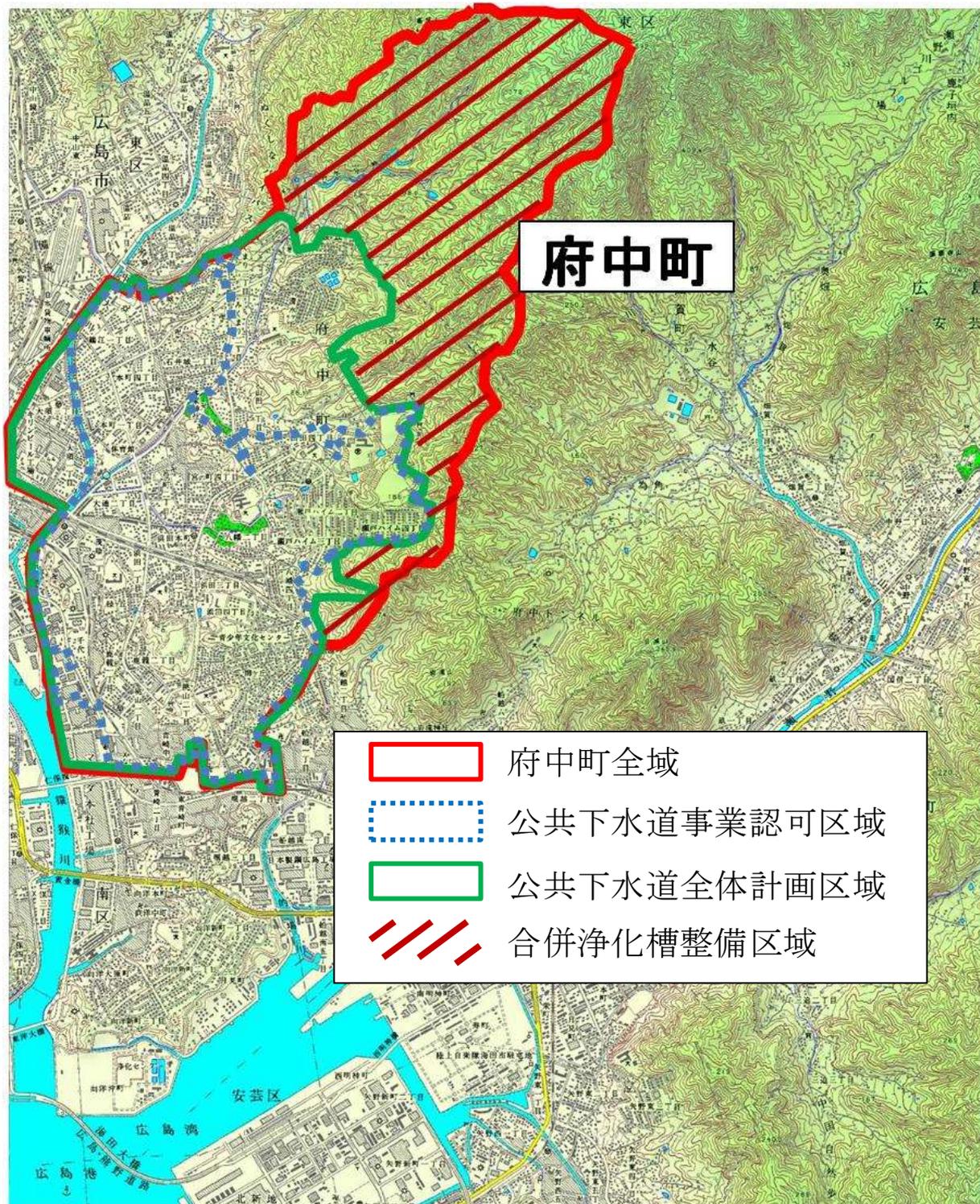


様式1 添付資料3 地域内の施設現況と予定（ごみ）



(財)日本地図センター 25000 段彩・陰影画像を使用

様式1 添付資料4 地域内の施設現況と予定（生活排水）



(財)日本地図センター 25000 段彩・陰影画像を使用

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 21 年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位	m ²	開始	終了	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度			
○再生利用に関する事業							183,057	0	172,536	10,521	0	0	182,700	0	172,200	10,500	0	0	
ストックヤード整備	1	府中町	約100	m ²	H23	H24	183,057	0	172,536	10,521	0	0	182,700	0	172,200	10,500	0	0	
○浄化槽に関する事業							3,566	2,238	332	332	332	332	3,566	2,238	332	332	332	332	
浄化槽設置整備	2	府中町			H22	H26	3,566	2,238	332	332	332	332	3,566	2,238	332	332	332	332	
○施設整備に関する計画支援に関する事業							9,975	9,975	0	0	0	0	9,975	9,975	0	0	0	0	
(仮称)府中町ストックヤード整備(事業番号1)に関する計画支援事業	31	府中町			H22	H22	9,975	9,975	0	0	0	0	9,975	9,975	0	0	0	0	
合計							196,598	12,213	172,868	10,853	332	332	196,241	12,213	172,532	10,832	332	332	

地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					備考	
					開始	終了		H22	H23	H24	H25	H26		
発生抑制再使用の推進に関するもの	11	環境教育の充実	環境学習や環境フォーラム、リサイクル工作教室等の環境教育活動の充実。	府中町	H22	H26		環境教育活動						
	12	広報・啓発活動の充実	ごみの排出抑制や適正分別排出の啓発活動。	府中町	H22	H26		啓発活動						
	13	ごみ処理の有料化の検討	ごみ処理手数料の有料化の検討。	府中町	H22	H26		有料化の手法・時期の検討						
	14	レジ袋の有料化	有料化とマイバッグ持参の定着の推進。	府中町	H22	H26		有料化の推進・啓発活動						
	15	事業系ごみ排出事業者に対する減量化指導	一定規模以上の事業所について減量化・資源化等の計画の策定を求めめる。	府中町	H22	H26		事業系一般廃棄物減量計画書策定の要求						
	16	生活排水対策	浄化槽の適切な管理の推進。	府中町	H22	H26		啓発活動						
処理施設の整備に関するもの	1	(仮称)府中町ストックヤード整備事業	—	府中町	H23	H24	○	廃炉解体	建設工事					
	2	合併処理浄化槽整備	—	府中町	H22	H26	○	合併処理浄化槽整備						
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の計画支援	—	府中町	H22	H22	○	計画支援						
その他	41	家電リサイクル法への対応	家電4品目の適正処理と排出方法の周知。	府中町	H22	H26		適正処理と広報						
	42	資源循環・再生利用	中間処理残渣や資源物の再生利用推進。	府中町	H22	H26		再生利用推進						
	43	再生利用品の需要拡大事業	リサイクル商品の使用の推進。	府中町	H22	H26		使用の推進						
	44	不法投棄対策	定期パトロールの継続、不法投棄防止のための啓発。	府中町	H22	H26		パトロールの継続 不法投棄防止啓発						
	45	災害時の廃棄物処理	災害廃棄物の適正処理に関する対策。	府中町	H22	H26		対策の検討						

施設概要(リサイクル施設系)

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	府中町
(2) 施設名称	(仮称)府中町ストックヤード
(3) 工期	平成 23~24 年度
(4) 施設規模	処理能力 : 約 100 m ²
(5) 処理方式	保管
(6) 地域計画内の役割	・現在、不足しているストックヤードの新設による循環型社会の推進。
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその 利用計画	
-------------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) ストック対象物	ダンボール、大型ごみ(可燃性・不燃性)
--------------	---------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推 進施設の内訳	
---------------------------	--

(12) 事業計画額	183,057 千円
------------	------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	府中町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目的：生活排水を適正に処理し、生活環境の保全を図る。 内容：小型浄化槽設置
(4) 事業期間	平成 22 年度 ～ 平成 27 年度
(5) 事業対象地域の要件	排水対策が特に必要な地域、近い将来下水道の整備が見込まれない地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 3,566千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (24人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	7基 (17人分)	基	2,324千円	2,324千円	2,324千円
6～7人槽	3基 (7人分)	基	1,242千円	1,242千円	1,242千円
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改 築	基				
計画策定調査費					
合 計	10基 (24人分)	基	3,566千円	3,566千円	3,566千円

計画支援概要

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	府中町
(2) 事業目的	ストックヤード施設整備のため
(3) 事業名称	(仮称) 府中町ストックヤード整備 (事業番号 1) に関する計画支援事業
(4) 事業期間	平成 22 年度
(5) 事業概要	焼却施設解体工事に伴うダイオキシン類事前調査及び発注仕様書等作成
(6) 事業計画額	9,975 千円